



連合愛知

- ・労災の防止
- ・快適な職場
- ・心身の健康

センターだより

愛知県労働者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザあら3F
TEL(052) 684-0003
FAX(052) 684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

安全第一の活動定着に向けて

2月3日（金）安全衛生センター2017年度第1回理事会を開催した。

主な内容は、これまでの安全衛生センター活動の継続発展を目指していくため、活動方針に基づき年間の取り組みを策定する理事会である。

過去3ヶ月の活動について報告・承認の後、①理事の交代 ②会計監査の交代 ③2017年度役員の確認 ④労働保険年度更新手続きと適正加入の取り組み ⑤労働保険年度更新研修会の開催 ⑥当面の日程を提案・確認した。

◇理事の交代

構成組織	新理事	旧理事
私鉄総連	石田 保志	岩本 明光
電機連合	田中 敏明	片山 政美
国税	水野 雅之	植手 基明

◇会計監査の交代

構成組織	新理事	旧理事
自動車総連	谷川 文朗	坂根 安則

議事については、①2017年度活動計画（右表のとおり）②連合愛知労災保険組合第26回定期総会の開催 ③愛知労働局安全衛生労使専門家会議委員の推薦 ④2017年度愛知県中央メーデーイベントへの参画 ⑤第2回理事会の開催について提案し、すべて承認された。理事研修については、2015年12月から従業員50名以上の事業所に義務付けられたストレスチェックについて学ぶため、「ストレスチェックを活用したセルフケア」のDVDを視聴した。

連合愛知安全衛生センター 第1回安全衛生担当者研修会

日時：5月25日（木）13:30～17:00

場所：れあろ6F大会議室

研修内容

- ①「愛知労働局平成29年度重点施策」
愛知労働局労働基準部安全課長 三好了氏
- ②「災害事例にみるリスクアセスメント」（仮称）
労働安全コンサルタント 新徳達二氏
- ③DVD
「危険！職場を襲う熱中症
～求められる対策と安全管理～」
- ④連合愛知労災防止キャンペーン活動の進め方

※構成組織へ参加要請あり

2017年度活動計画・安全衛生行事年間予定

※1～3月は実施済み

	連合愛知安全衛生センター	行政・安全関係団体等
1月		年末年始無災害運動 (前年12月15日～1月15日)
2月	第1回理事会（3日） 労働保険特別加入変更確認 案内（10日）	サイバーセキュリティ月間
3月	労働保険特別加入変更確認 手続き	自殺対策強化月間
4月	労働保険年度更新研修会 (14日) 第2回理事会・労災保険組合総会（21日） 愛知県中央メーデー（22日）	世界保健デー（7日）
5月	第1回安全衛生担当者研修会（25日）	世界禁煙デー（31日） 禁煙週間（31-6/6日）
6月	連合全国セイフティネットワーク集会 (日程未定)	全国安全週間準備月間
7月	第3回理事会	全国安全週間（1-7日） 熱中症予防強化月間 愛知産業安全衛生大会
8月		食品衛生月間 防災週間（30-9/5日）
9月	第2回安全衛生担当者研修会	全国労働衛生週間準備月間 防災の日（1日） 自殺予防週間（10-16日）
10月	健康づくり指導者セミナー 第4回理事会	全国労働衛生週間（1-7日） 健康強調月間
11月		全国産業安全衛生大会（8-10日 神戸） 過労死等防止啓発月間
12月	2017エイズフォーラム 安全衛生センター第29回定期総会（1日）	世界エイズデー（1日）

安全衛生クイズ

基本編

新人の皆さん！
安全衛生の知識を深める
ためにチャレンジして
みてください

安全衛生委員会は【 】以上
開催しなくてはならない。

- ア. 毎週1回
- イ. 每月1回
- ウ. 年間10回



（労働調査会「労働安全衛生広報（別冊）」より）

労働保険に入らない使用者は失格！ ～労働保険年度更新研修会を開催～



高野社労士

4月14日（金）れあろ6階大会議室において労働保険年度更新研修会を開催し、40名が参加した。

この研修会は、年度更新手続きにあたり、労働保険制度について理解を深めていただき、年度更新手続きが円滑に行われるよう、毎年この時期に開催している。

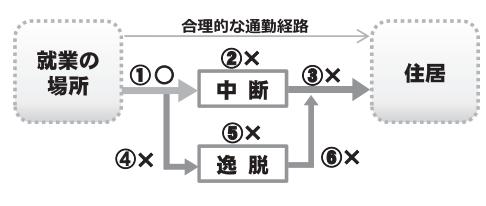
まず、連合愛知安全衛生センターで労働保険の手続きを担当している高野香里社労士から、労働保険について様々な角度から説明をいただいた。メインテーマである年度更新のための「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の書き方については、持ち帰ってすぐに準備できるよう説明を行い、個別相談も開催した。今回はチェックシートを配布し、適正な報告ができるよう配慮した。また、雇用保険率の引き下げ、65歳以上の方への雇用保険の適用拡大、育児休業・介護休業給付金の要件見直しなどの法改正についても説明した。

最後に、前野元所長から、労働組合としての労働保険加入の必要性と労災時のリスクについて具体例をあげて説明

2017年1月から 労災保険における通勤災害の補償対象が拡大

労災保険では、通勤中の事故でケガ等をした場合、通勤災害として労災補償の対象としていますが、次のような決まりがあります。

1. 合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



○：通勤として認められるもの ×：通勤として認められないもの

2. 日常生活上必要な行為のために、合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



<日常生活上必要な行為とは>

- ①日用品の購入
- ②職業訓練や学校教育などの教育訓練で、職業能力の開発向上に資するものを受けける行為
- ③選挙権の行使
- ④病院や診療所で診察または治療を受ける行為
- ⑤要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居・扶養していない孫、祖父母および兄弟姉妹の介護

変更点！

今まででは、孫・祖父母・兄弟姉妹の介護については同居・扶養の要件がありましたが、撤廃されました。

した。

労働組合と労働保険の関係や、労働組合役員と職員の労働保険加入については、すべての組合においてご理解いただきたい内容であるので、下記の項目を再確認してほしい。



あなたの組合は丈夫？

◆労働組合の専従役員は、会社で加入している労災保険は適用されません。つまり、労働組合で手続きをしないと、万が一の業務災害や通勤災害が補償されません。

◆労働組合は事業者にあたります。パートも含め一人でも雇用していれば、その雇用者を労働保険（労災保険・雇用保険）に加入させなければいけません。

◆万が一労災事故が発生した場合、労働保険に加入させていないと、事業主である委員長に労災補償金や労災保険料等の追徴が課せられます。

◆委員長の場合は事業主という位置づけになるので、「特別加入」という方法で、かつ労働保険事務組合に委託しなければ労災保険に加入することができません。



連合愛知安全衛生センターにご相談ください

安全衛生センターは、労働保険事務組合の資格を有しているだけでなく、何より労働組合のこと精通しているので、どの事務組合よりも頼りになります。

連合愛知の役員共済に入っているから安心という声も聞きますが、自動車保険で例えると、労災保険は自賠責保険、役員共済は任意保険となり、補償額や年金等では、労災保険が断然安心の内容となっています。

労働組合の専従者は、ぜひこの機会に所属組織の労働保険について再確認を行い、自分自身はもとより、大切な家族のためにも、万が一の労災事故、通勤災害に備えておきましょう！

安全衛生クイズ基本編

[答え] イ

<労働安全衛生規則第23条第1項>

安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会は毎月1回以上の開催が義務付けられています。審議内容は、労働者の危険や健康障害防止、健康の保持増進に関する事、労働災害の災害防止対策等についてです。